

下 水 道 事 業 会 計 予 算

令和5年度 橋本市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度橋本市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	11,036 戸
(2) 年 間 排 水 量	3,687,095 m ³
(3) 一 日 平 均 排 水 量	10,101 m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業	
(イ) 汚 水 管 渠 整 備 事 業	326,402 千円
(ロ) 雨 水 管 渠 整 備 事 業	0 千円
(ハ) 流 域 下 水 道 整 備 事 業	92,791 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益	1,764,609 千円
第1項 営 業 収 益	671,698 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,092,908 千円
第3項 特 別 利 益	3 千円

支 出

第1款 下 水 道 事 業 費 用	1,710,406 千円
第1項 営 業 費 用	1,566,193 千円
第2項 営 業 外 費 用	138,811 千円
第3項 特 別 損 失	402 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額349,728千円は過年度分損益勘定留保資金108,047千円及び当年度分損益勘定留保資金241,681千円で補てんするものとする)。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	961,744 千円
第1項 国 庫 支 出 金	145,341 千円
第2項 負 担 金	10,800 千円
第3項 他 会 計 補 助 金	16,471 千円
第4項 他 会 計 出 資 金	161,130 千円
第5項 固定資産売却代金	1 千円
第6項 企 業 債	628,000 千円
第7項 基 金	1 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1,311,472 千円
第1項 建 設 改 良 費	449,623 千円
第2項 企業債償還金	857,933 千円
第3項 基 金 積 立 金	2,916 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	628,000千円	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内	借入先の融通条件 による。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 第1款下水道事業費用のうち、第1項営業費用、第2項営業外費用、第3項特別損失に係る項間の流用。
- (2) 第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費、第2項企業債償還金、第3項基金積立金に係る項間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 74,323 千円

(他会計からの補助金)

第9条 他会計からの補助金の金額は、以下のとおりである。

- (1) 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、511,989千円である。
- (2) 工業団地造成事業の工事費等に充てるため、工業団地造成事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,138千円である。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提 出

橋 本 市 長 平 木 哲 朗